# 喫茶問答

ワ 3
4331

先君よりも御例とし定まりし所の趣意有りて皆村
尼ケ崎にても両郷見立り役を究ぼ事て家中及
両郷の者意を察し江戸にては隠居方とゆふハ
よ名づけ申し役を設けより今ニ至り一代限の役有まと
だ後代よ至り其役の有しを尋得んよ子孫嫡家
后ホ趣意を志らざる時ハ其疑を生ぜんとの為
是バ后ホ案語の四箇よ記し童蒙よりとも含
得られ末ゞよ志らし置くもの也

明治四十四年十月三日寄
野村百次郎氏贈

4931

一
此度頼母殿へ而郷見立り入不申出候段思召ニ不相叶
候由ニ而御前達ゟ及申し候處私共へ御申の思召も有候
は也、弘化四未年十二月ゟ右の御城代御家老衆御用人の内思召
は崇へ擲也頼母殿へ申し候其の事ハ頼母殿衆ハ既ニ御隠居被為
在候ハ從の事ニ付而ハ相應不申候と不思召ハ猶更甚不為筆に而郷見立
り候ことにて相立候とも御ことにさし而お答き御政事掛りの内へと見立て擲
之頼母殿へ申し且又而郷見立て偏りもしく候思召ニ不相叶御預
度と存し窮蟄ニ而御預ケニ相成候へ自然頼母殿へ申し出ハ府の事也
甚疑而郷見立りずの事を御取扱ニ相成
て思召のつまりし権威をつよく相成候て申出

中ゝ是御不徳ニ相成候事を可申上候得ハ是迄
之御主人全く下々の人情風俗御耳ニ入候事ハ
の事中々急度御威ニ見へ候て隠密の御沙汰ニ候
取失ひ表役ニ相成候ても一係極密の隠密役に
ては不相成事ニ候也当中ニて欲其除り
下も表立不申極く内々の隠密ニ仰付候て下
々風俗人情役々の善悪迄も御聞知ニ相成
極密穏役前申上候様ニ仰付候て相應之御隠密

可然事と存候也

答云

御見立ても尤成る事と申は得ば御側向ニて只く
御機嫌聞人と申者相勤候者は得其相應の誠実之
者に候とし極御内々ニて隠密ニ仰付候ハ
自然うつかりの仲間と違ひて御側近く勤
候出数割御密談有し相勤候得ハ御心得候
仲間ニて疑心も生じ申間敷事ニ候得ハ但

おゐてハ商人と申ハ係古宗の者ニ寄し
バ仲間へ封し一ヶ年ごと称り申間敷ハたとへ
古宗の君ニてことの財があるへいたし仲間へ気兼致
ハ文房を呈示いたし留へ御詳砂て一筋ハ寄しまり夜
き組ニ仲間合六ケ敷おゐてハ済ハわのづらふ御引合
御不勘合諸ニおゐて御内くハ御身ハ人と申す
へ兼仲間ニて誰彼別して六ケ敷御内く申し
ニ申上ゐて居と御立腹ハ出ハといへども仲間

まで之の御しる中ハ古宗の人と妖妨く御外を
ハ御身が多く深御気分ニと御障りてハ難事
夫ハ左様御分仲間合ニて御不勘合の事故先度
く御側へハ左様ハ入を知ハおゐてハ出事御納得ハ
書下ニて御間合に御出ニ御渡しハ御内く
ハ御身ハそのことも御書下頂戴いたし且書ニと
う致ハ得先是ハ妨がき内ニハ仲間ニて見た身
ハ組下ニおゐて何不申組ニおゐてハ男女家通数出

の中にも如はておのづから御国を奪し兼て
中には御くに有しと云ふ盗所支配よも如は得ハ内向御
国中の俗も仲間と存知の事なりし由思召給
長く御側へ出御席にしはてしと疑をせじは
そのこと有し石斐高へとおのづから仲間へ願致
不分は事よてもしは又由忝御見足り方と
矢張同様にて表へ罷出兼常候は給月は給じ御国
と奪じ面へと却て難儀てもしらぬは也さ

御先代様忠孝公よりと旅の極くの御隠居に御行
はよし中傳は御ざ候とも極内々に御用はとの一
毎へ共まてもなにも火急なる御国へしは右度柄
嵜はてもなし番の節は喜じ候得共は御ざ候却て不
都合のことてもしきは御出如は御ざ候得共御氣色を
あせらも時如はのことてもしまれだとて只今へと
御用共ては自然とされはそのよは申す候ハ御内密
と居へ表早共てもとも申すまし格別懇意の仲間

と有しは庭内ぶりまでハ矢張お待ち合はぬよ
あまりアれまゐてハ何の詮なし申し度すれば人あまた
ば人々各自身げのりとなりぬれハとても能お
は人情のさのみなるべし

四

西郷是迄方々江戸中まで表向隠居なれど御目
にはゞ仲間合にハ斟酌なくおのづから御用と
毎じは段ハ委明いたしは将大一番二西郷の風

閑さつとぬく隠居より民家へ腰掛茶屋杯
茶などと呑みて郷中の掛引庭座役人などの善
悪村々の風俗まではハ御代官または中々の諸労
迄ことく殺生なとよ出は掛引にいたし風俗改めば
おのづから皆々安くし上の御年貢よ入ハ率ととと
不案内庭ハ悪事と申出しすればは繕ふ妨げ時よ
てハ表へ行ぬれ庭座などの宅へ来りて何事
をゆしたらハうかべしとしてもさらし申急ぬ

在所郡て大事おこりて申出候じくれ候とへ
申出候とても表向一通りなるべし而して小百
姓始一統村々のものゝ苦しく申度事有之とも
在所役人のさはりハ勿論身が為也悪しく致して申
出悪者の事なりと史して八郡て村方々の風
俗をあらため申上百姓ハ恐れ候ハと可く在所斗
大限にて小さなる百姓家までへと身分のかくし立寄座
を聞する方郡て風俗を聞迄まで事なるべき也

答云
同の一条兵左衛門といふもの申出で実否を御糺しも無
之一通り風俗ばかりの事ならバ左程極の
事なるべし左程之事までハ風俗を御改めよ
て万一御糺しよりおおきおおきにて八中々極
くの隠密腰掛めなどにてハかかり難き事ゆへ
不存表向形を以て郡郷見定め事なるべし
同

南郷見邑の役免角表立不申隠密に見廻り
村々市中ともに風俗人気を聞くまでとくと
聞合せ極内々上の御耳に入れて存意何代
御役人をも不存事と思召しても御身はしからバ南
郷とともに儀し郷の旱魃に雨を得るごとく自の
きえは様子にて存事有之候様いたし候事なら
ず御尋問の御締様にて何らの道ある御役に
て新て其様の新しき御趣意ハ自然と安し様に

下々安心にて存候

前云

不審の儀も之事なりといへども此度表向不申極々
隠密に南郷見邑にて御内々御耳に入候其恩
存じて御貴賤行届候はば御耳に達し候へば喜んで宜
旱魃に雨を得るがごとき事と申すべし御国中
て存候様に相成通りもいまだ有之候也然れば隠密
の御趣意にて八方響きを引きて萬偏頗出来

七

は猶よはたとへばつくみて私欲存心着なくは
よしみて思ひまして私に猶ある事は御心ノ筋
くの御役人へ見非一應御紀志とも、縁者は若あ
べしと申に至り明白ならざる事にて是なく
りて其役筋よりて其儀の取計を致出候筈
らと要揃をとしも上御関白の次第ならとお同て
中其外に極密に縁者はとのよりの御沙汰
のみの由条ヲ明て其縁者差支しくは其候

また誰にて其御沙汰とも縁者は得ば見は御沙汰ゆゑに
租りの由条ヲ人へ其後ありて何ゆゑとひ人へ
其て身が(?)へいかにも上思租ふお如くには又君
にて其よりの関白の取り御沙汰中自然取計は
租に縁者御沙汰をとくに御料(?)所へ宜しは猶どとも
租お如は猶ば役しくも御側役へ疑心とをましく
其側向同役にとお其に疑をましおかなは租
お如りての其中租お如は得ば内意に縁者は請

密自抱と形を紙に書なしてみれば猶くとも
とらず風字計りにて明白ならざることのもと
思ひとて御覧し宵しりたること取計兼は多き
御存知合よ書なしては右のごとく表向役筋へ
其中お筆にて申しがたと思ひと成なりると
役筋にて御仕立取計ひぞさつるべくは実
しきへとかくのごとくすれば御尋しは行文
上の紙書なれりても風字の御字迄計には済ばい

表向役筋のしめしておのづと手当取なるべし
又御郡代の時に同じかるべくまありし其後よ出りた
ると見当時のごとく本人見足り役とさりまさりと
お郡をは役くり御字迄書なは依ハ本人見足り役
の字迄調方の御用不用の者無に不抱正不正
の御紀しても出来て事なるべきや
一
御郡代の時と是非御極の事とは

答云

御郡代の御役としてともしく下役なりにて
下〻百姓の事どもを尋ずとも其外用は済ども
篤くよりも此詮議申立下役共へも内〻返
扱ひしてを支配しつゝ無事ならざるづ
穏なりの郡代の気質をも察し家筋の下
役と云並て其上庄屋しかと申し郷中小百姓
そのあるより出くに害はまいづくにて作なり

不筋との有よしなり然れ共年月久しかしこは
千種の賄賂との有て其御褒美て下とく
と申すれしは猶と下役へ申しつけは済ど下役
窮鬱いましくそてをつきりと下役とさは申て御
申出べし其御郡代の心として候をハおつとこ
をあるたげにほん有りと再度おしの〻しを
をりと見れは誰より御ほんと致り候内〻の
度を承と同りさらバ申して詮議の仕方と

ありしとも出世せんよろこびとくり御稼代を内分にも
て守ニ年ハ是非出来候とまし難ありしをか
されかうし只御中すて気もよろこびかせらる斗也
有りべしされバ其筋くの御役ともに役出て御
見ひあくバお分かる家来の事人見とり役を表
向ずず極御内くの御用じきまてハやかり中部
代の下役など若年寄家来まで申し小吉性ありなん
極内く守ニまもりとも御目附あり是さとと善悪ある也

支配ありとありし出勤の隠居よりても只難くかか
中くの風守難きハ方清直安楽無之候へ善悪あるとか
斗の御守ぃと孫の御へ滞斗出て貴賤一条ある
つまりとりし役斗の一段より子供まて夫婦方御見
己隠居方あるとも表へ形まぎれハ御内勤合をとあるへ
くとなりけり